

第四期特定健康診査等実施計画

日本高周波鋼業健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 19 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】

No.1	《生活習慣病に関する課題》 ・加入者の平均年齢が上昇するなか、生活習慣病の罹患率の更なる上昇が見込まれるため、特定保健指導等による生活習慣病の予防対策および罹患者の重症化予防による医療費増加の抑制に関する双方の対策が必要となる ・特に、糖尿病の罹患者が増加しており、糖尿病の重症者を抑制する必要がある	➔	●二次健診、受診勧奨の対策強化 ●特定保健指導及び若年層からの指導の高い実施率の維持による健康状況の改善・定着 ●特定保健指導の見直しとその他の発症予防策の強化
No.2	《健康状況、生活習慣に関する課題》 ・健康リスク保有者の割合が、健保全体と比較して、平均または多い結果となっており、今後の生活習慣病の予防にむけて改善が必要である ・生活習慣として、適切な運動習慣が特に健保全体と比較して少ない状況にあり、健康リスク低減のためにも生活習慣の改善が必要である	➔	●若年層からの生活習慣の改善・定着
No.3	《歯科に関する課題》 ・加入者の平均年齢が上がる中、歯科の受診率を高めていくことが求められる	➔	●国の動向を踏まえて歯科に関する保健事業の取組を検討する

基本的な考え方（任意）

【背景】 日本内科学会等内科系8学会が示したメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準によると、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能である。 メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。 特定健康診査の結果、リスク要因があり、改善の必要性がある対象者に対し、生活習慣の改善を促す保健指導を効果的に実施することで、生活習慣病の発病・重症化を抑制し、将来的な医療費の適正化を図ることを目指している。 【現状】 当健保組合は、金属工業の単一健保です。令和5年3月末時点で、適用事業所数5、総加入者数2490人（うち被保険者数1,350人）が加入しています。当健保組合の特徴を整理すると、①被保険者の男性比率が非常に高い（約9割） ②被保険者の平均年齢は男性40.7歳、女性43.6歳であり、加入者は40代後半が最も多い③健保組合に医療専門職が不在（事業主には数名在籍）などが挙げられます。 第4期特定健診等実施計画の策定に当たっては、こうした当健保組合の特徴を踏まえた上で、効果的な対策を検討する必要があります。
--

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査事業

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/任意継続者
方法	・各医療機関からのものもないデータ受領 ・未受診者への受診勧奨 ・被扶養者に健診を受診してもらう工夫（啓発等）
体制	・被保険者：事業主が契約する健診実施医療機関が実施。 ・被扶養者及び任意継続者：健保が契約する人間ドック医療機関・健診医療機関が実施。

事業目標

健診を通して健康リスクの早期発見						
アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
- (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
受診率（全体）	88 %	89 %	90 %	90 %	90 %	90 %
受診率（被扶養者）	74 %	75 %	75 %	75 %	75 %	75 %
受診率（被保険者）	95 %	96 %	96 %	96 %	96 %	96 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・被保険者：職場の定期健診または人間ドックの受診をもって特定健診実施に替えるものとし、健診結果を健保で受領・被扶養者及び任意継続者：受診券及び特定健診に関する案内を自宅へ送付。発行した受診券により医療機関で受診	・被保険者：職場の定期健診または人間ドックの受診をもって特定健診実施に替えるものとし、健診結果を健保で受領・被扶養者及び任意継続者：受診券及び特定健診に関する案内を自宅へ送付。発行した受診券により医療機関で受診	・被保険者：職場の定期健診または人間ドックの受診をもって特定健診実施に替えるものとし、健診結果を健保で受領・被扶養者及び任意継続者：受診券及び特定健診に関する案内を自宅へ送付。発行した受診券により医療機関で受診
R9年度	R10年度	R11年度
・被保険者：職場の定期健診または人間ドックの受診をもって特定健診実施に替えるものとし、健診結果を健保で受領・被扶養者及び任意継続者：受診券及び特定健診に関する案内を自宅へ送付。発行した受診券により医療機関で受診	・被保険者：職場の定期健診または人間ドックの受診をもって特定健診実施に替えるものとし、健診結果を健保で受領・被扶養者及び任意継続者：受診券及び特定健診に関する案内を自宅へ送付。発行した受診券により医療機関で受診	・被保険者：職場の定期健診または人間ドックの受診をもって特定健診実施に替えるものとし、健診結果を健保で受領・被扶養者及び任意継続者：受診券及び特定健診に関する案内を自宅へ送付。発行した受診券により医療機関で受診

2 事業名

特定保健指導事業

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：基準該当者
方法	・事業主で対象者を抽出し受診案内
体制	・委託事業者が職場の会議室などに出向いて対象者に対して保健指導を実施。

事業目標

特定保健指導により早期に生活習慣病予防を実施。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	保健指導実施率（全体）	20 %	28 %	35 %	45 %	52 %	60 %
	保健指導実施率（被保険者）	27 %	35 %	42 %	50 %	57 %	65 %
	保健指導実施率（被扶養者）	9 %	20 %	29 %	38 %	47 %	55 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被保険者案内率	20 %	25 %	30 %	35 %	40 %	50 %
	被扶養者案内率	20 %	25 %	30 %	35 %	40 %	50 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主で対象者抽出 & 参加勧奨を実施	事業主で対象者抽出 & 参加勧奨を実施	事業主で対象者抽出 & 参加勧奨を実施
R9年度	R10年度	R11年度
事業主で対象者抽出 & 参加勧奨を実施	事業主で対象者抽出 & 参加勧奨を実施	事業主で対象者抽出 & 参加勧奨を実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	915 / 1,040 = 88.0 %	926 / 1,040 = 89.0 %	926 / 1,040 = 89.0 %	936 / 1,040 = 90.0 %	936 / 1,040 = 90.0 %	936 / 1,040 = 90.0 %
		被保険者	705 / 750 = 94.0 %	713 / 750 = 95.1 %	720 / 750 = 96.0 %	720 / 750 = 96.0 %	720 / 750 = 96.0 %	720 / 750 = 96.0 %
		被扶養者 ※3	215 / 290 = 74.1 %	218 / 290 = 75.2 %	218 / 290 = 75.2 %	218 / 290 = 75.2 %	218 / 290 = 75.2 %	218 / 290 = 75.2 %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	44 / 218 = 20.2 %	55 / 220 = 25.0 %	67 / 223 = 30.0 %	89 / 223 = 39.9 %	111 / 223 = 49.8 %	134 / 223 = 60.1 %
		動機付け支援	15 / 87 = 17.2 %	19 / 88 = 21.6 %	20 / 89 = 22.5 %	29 / 89 = 32.6 %	38 / 89 = 42.7 %	47 / 89 = 52.8 %
		積極的支援	29 / 131 = 22.1 %	36 / 132 = 27.3 %	47 / 134 = 35.1 %	60 / 134 = 44.8 %	74 / 134 = 55.2 %	87 / 134 = 64.9 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

第4期特定健康診査等実施期間における単一健保組合の目標は、特定健診受診率90%、特定保健指導実施率60%とされており、令和4年度の当健保の実績（特定健診受診率87.2%、特定保健指導実施率11.5%）から見て特に特定保健指導の実施率向上対策が課題となっている。
特定保健指導実施率向上に向けて、更なる事業主との連携・協力推進に加えて、これまで培ってきた取組を改善していくことで、令和11年度には基本指針に示された目標値（60%）を上回るようにする。

特定健康診査等の実施方法（任意）

【実施場所】

○特定健康診査

被保険者は事業主の定期健康診断の結果を代用するため、事業主が定めた定期健康診断の実施場所とする。
被扶養者および任意継続者は、健診事務代行機関が提携する医療機関とする。

○特定保健指導

特定保健指導は、健診機関にて実施する。

【実施項目】

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

【実施時期】

○特定健康診査の実施時期は、通年とする。

○特定保健指導の実施時期は、初回支援から支援終了まで概ね3か月間を要するため、毎年度の11月1日までに厚生労働省への実績報告を行うことを念頭におき、可能な限り10月中旬までに行うようにする。

【健診データの受領方法・保管】

健診データは、事業主もしくは当健保が契約する健診機関や代行機関及び人間ドック医療機関から電子データを随時受領し、当健康保険組合の基幹システム内で保管する。

また、特定保健指導については事業主から電子データで受領し、当健康保険組合の基幹システム内で保管する。

個人情報の保護

当健保組合は、日本高周波鋼業健康保険組合個人情報保護管理規程を順守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導実施機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表・周知については、「データヘルス計画（第3期）」とあわせて当健康保険組合のホームページや機関誌に掲載するなどにより行うものとする。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

毎年度10月末に、前年度の特定健康診査・特定保健指導の実施状況を国に報告しており、その際に本計画【実施率目標】については当該年度の目標を達成しているか確認し、実績と目標値が大きく乖離する場合は計画の見直しも含めて検討を行うものとする。